

Title	東アジア及び東南アジアにおける共通私法構築に向けた基礎的研究：PACLへの挑戦
Sub Title	Basic research for the elaboration of common civil code of Asia : Challenge to PACL, Principles of Asian Contract Law
Author	金山, 直樹(Kanayama, Naoki) 鹿野, 菜穂子(Kano, Naoko) 加藤, 雅之(Kato, Masayuki) 松尾, 弘(Matsuo, Hiroshi) 北居, 功(Kitai, Isao) 曾野, 裕夫(Sono, Hiro) 三枝, 健治(Saigusa, Kenji) 沖野, 眞巳(Okino, Masami) 笹岡, 愛美(Sasaoka, Manami) 山城, 一真(Yamashiro, Kazuma) 片山, 直也(Katayama, Naoya) 武川, 幸嗣(Mukawa, Koji) 齋藤, 由起(Saito, Yuki) 平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki)
Publisher	
Publication year	2013
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2012. )
JaLC DOI	
Abstract	アジアに共通のソフトローとして、PACL(Principles of Asian Contract Law)を構築すべく、研究活動を行った。この活動には、アジアのメンバーも含まれるため幾多の障害が遭遇したが、そうした共通の経験を積むことができたことを第一の成果として誇りたい。具体的成果としては、契約総論の部分につき、PACLの条文の形で成案を得ることができた。これは、アジア初の試みであり、今後の研究の出発点となる成果として誇ることができよう。
Notes	研究種目：基盤研究(B) 研究期間：2010～2012 課題番号：22330033 研究分野：社会科学 科研費の分科・細目：法学・民事法学
Genre	Research Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_22330033seika">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_22330033seika</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月15日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330033

 研究課題名（和文） 東アジア及び東南アジアにおける共通私法構築に向けた基礎的研究  
PACLへの挑戦

 研究課題名（英文） Basic Research for the Elaboration of Common Civil Code of Asia  
--Challenge to PACL, Principles of Asian Contract Law

研究代表者

金山 直樹（KANAYAMA NAOKI）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：90211169

研究成果の概要（和文）：

アジアに共通のソフトローとして、PACL（Principles of Asian Contract Law）を構築すべく、研究活動を行った。この活動には、アジアのメンバーも含まれるため幾多の障害が遭遇したが、そうした共通の経験を積むことができたことを第一の成果として誇りたい。具体的成果としては、契約総論の部分につき、PACLの条文の形で成案を得ることができた。これは、アジア初の試みであり、今後の研究の出発点となる成果として誇ることができよう。

研究成果の概要（英文）：

PACL, the Principles of Asian Contract Law, is the first challenge in Asia to elaborate legal rules in the form of soft law, applicable to Asian people by way of "opt-in". Book on the General Principles of Contract has been discussed and adopted. Many Asian scholars have been involved in this research project, thus having created certain tensions in many ways, but such difficulty is to be considered as a rich experience, common to the participating members who would work further for this project in the future.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2011年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
2012年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
年度			
年度			
総計	13,600,000	4,080,000	17,680,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民法学

キーワード：アジア法、契約法、比較法

## 1. 研究開始当初の背景

グローバル化に伴う国境を越えた財貨や労働力の流通の活発化の結果、アジアにおいても市場の単位は必ずしも国の単位と一致しなくなってきた。例えば、中国産餃子事件が記憶に新しいが、取引が日常的に国境を越え、人々の生活がアジア化しつつある現代に

おいては、取引法についても、アジア化、アジアレベルでの統一が課題となる。

ところが、従来、アジア各国の間においては、比較法の試みこそあれ、統一に向けたモデル法を策定しようという試みは全く見られなかった。

## 2. 研究の目的

本研究は、グローバル化する現代世界において、日本が属するアジアにおいても、財貨や労働力の国境を越えた流通の活発化によって市場の単位と国の単位とが必ずしも一致しなくなってきている現状を踏まえ、アジア圏域内における「共通の参照コード」として、取引の基本的な法的枠組みを提示するモデル法（ソフトローの一種）たる PACL（Principles of Asian Civil/ Commercial Law）の構築を目指す先駆的な試みである。

## 3. 研究の方法

アジアに共通の私法原理（PACL）を発見・創造するため、アジア諸国のメンバーからなる「PACL フォーラム」と「国内委員会」の二本立てで作業を進めた。そのため、(1)「ASEAN + 3」の枠組みを基本に、PACL への参加国・参加研究者を選定・交渉し、フォーラムの人的・機能的ネットワークを構築した上で、(2)法体系の異なる国の混在するアジアにおいて、大陸法とコモン・ローという伝統的な区別を克服すべく、法典論の見地からの理論的な解明を試み、(3)法圏・法律学の熟度、そして歴史的・社会的・文化的面についても多様性のあるアジアにおいて参加者の対等な議論を実現し、(4)個別問題に即した機能的比較法の方法によって各国法に固有の特色を抽出し、(5)その過程を経たうえで PACL を策定することを目指した。

## 4. 研究成果

参加メンバー国としては、中国・台湾・韓国に加え、ASEAN 諸国からは、シンガポール、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ネパールからの参加を得た。その結果、契約総論に関する部分の条文が採択された。その部分は、(1)契約の一般原則、(2)契約の成立、(3)契約の解釈、(4)契約の有効性、(5)契約の履行、(6)契約の不履行を含んでいる。

(1)～(3)については、日本が起草を担当し、(4)については中国、(5)については韓国がそれぞれ起草を担当した。それを下に、PACL フォーラムでの議論および多数決の結果、PACL の契約総論に関する条文が採択された。

この契約総論部分の採択を受けて、2012 年 6 月には、京都大学で開催された比較法学会において、中国・韓国からも登壇者を招いて、「PACL という試み」と題するシンポジウムを開催した。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

[雑誌論文](計 23 件)

Kanayama Naoki, 「PACL(Principales of Asian Civil Law)」, Melanges Jean-Louis Baudouin, sous la direction de B. Moore, editions Yvon Blais, p.393-419, 2012, 査読なし

曽野裕夫, 「GISG から PACL へ」, NBL, 975 号, p84-92, 2012, 査読なし

松尾弘, 「法整備支援から PACL へ」, NBL, 974 号, p.83-91, 2012, 査読なし

松尾弘, 「開発プロセスにおける司法アクセスの改善への統合的アプローチ」, 慶應法学, 23 号, p.1-65, 2012, 査読なし

沖野眞巳, 「受益者に対する費用保障請求の可否 最一判平 23.11.17 をめぐって」, 金融法務事情, 1940 号, p60-87, 2012, 査読なし

金山直樹, 「比較法から PACL へ」, NBL, 973 号, p.8-16, 2012, 査読なし

三枝健治, 「契約と震災」, 法セミ, 685 号, p15-18, 2012, 査読なし

山城一真, 「講演『消費法の法典化』をめぐるとの討論の概要」, 民商法雑誌, 146 巻 4-5 号, p74-85, 2012, 査読なし

平野裕之, 「弁済 民法 478 条の改正提案について」, ジュリスト, 1434 号, p121-126, 2011, 査読なし

北居功, 「債権法改正の争点〔第 5 回〕債権者代位権・詐外行為取消権：民法における債権者平等の原則」, ジュリスト, 1428 号, p96-100, 2011, 査読なし

齋藤由起, 「過大な責任からの保証人保護」, ジュリスト, 1417 号, p79-82, 2011, 査読なし

北居功, 「債務不履行における債権者の救済要件 厳格訴権体系からの誠実訴権体系への転換」, 慶應法学, 19 巻, p3-30, 2011, 査読なし

松尾弘, 「シビル・ローとコモン・ローの混交から融合へ(1)」, 慶應法学, 19 巻, p179-213, 2011, 査読なし

平野裕之, 「契約解釈、任意規定及び信義則」, 池田真朗、平野裕之、西原慎治編「民

法(債権法)改正の理論」(別冊タートンヌマン), p35-100, 2010, 査読なし

片山直也,「新たな合意会社における債権者代位権・詐害行為取消権 担保価値維持義務論の視点から」,池田真朗、平野裕之、西原慎治編「民法(債権法)改正の理論」(別冊タートンヌマン), p159-202, 2010, 査読なし

鹿野菜穂子,「錯誤規定とその周辺」,池田真朗、平野裕之、西原慎治編「民法(債権法)改正の理論」(別冊タートンヌマン), p233-270, 2010, 査読なし

北居功,「種類売買と供給契約 種類販売法理の歴史的概観から」,池田真朗、平野裕之、西原慎治編「民法(債権法)改正の理論」(別冊タートンヌマン), p271-310, 2010, 査読なし

武川幸嗣,「複合契約関係における契約責任と『当事者』『第三者』」,池田真朗、平野裕之、西原慎治編「民法(債権法)改正の理論」(別冊タートンヌマン), p683-711, 2010, 査読なし

松尾弘,「国際貢献と法」,法学セミナー,665巻,p37-37,2010,査読なし

Naoki KANAYAMA,「La Prescription Extinctive au Japon:Delai de droit commun et proposition de refonme」,Patrice JOURDAIN et Patric WERY(dir.),La prescription extinctive, Etudes de droit compare,Shulthess et Bruyant, Bruxelles, p973-982, 2010, 査読なし

Naoki KANAYAMA,「PACL(Principles of Asian Civil/Commercial Law)」,Reveu des contrats, 2010/3, p995-1006, 2010, 査読なし

Naoki KANAYAMA,「La concnrrence deloyale, Rapport japonais」, La concurrence, journees marocaines, 2006, Travaux de l Association Henri Capitant des amis de la culture juridique francaise, 56, p171-184, 2010,査読なし

金山直樹,「PACL(アジア共通法原則)意義と課題」,ジュリスト,1406号, p102-108, 2010, 査読なし

[学会発表](計2件)

金山直樹、韓世遠、李英俊、松尾弘、曾野裕夫、ミニ・シンポジウム「PACLという試み」,比較法学会,2012年6月2日,京都大学

金山直樹,What is PACL?, 8<sup>TH</sup> ASIAN LAW INSTITUTE CONFERENCE,2011年5月11日,九州大学

[図書](計5件)

金山直樹,「現代における契約と給付」,有斐閣,2013,477p

松尾弘,「民法改正を読む:改正論から学ぶ民法」,慶應義塾大学出版会,2012,243p

松尾弘,「開発法学の基礎理論:良い統治のための法律学」,勁草書房,2012,325p

片山直也,「詐害行為の基礎理論」,慶應義塾大学出版会,2011,698p

金山直樹,「法典という近代」,勁草書房,2011,315p

[その他]

ホームページ等

<http://web.keio.jp/PACL/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

金山 直樹 (KANAYAMA NAOKI)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 90211169

### (2) 研究分担者

鹿野 菜穂子 (KANO NAOKO)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 10204588

加藤 雅之 (KATO MASAYUKI)  
神戸学院大学・法学部・准教授  
研究者番号: 10388770

松尾 弘 (MATSUO HIROSHI)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 50229431

北居 功 (KITAI ISAO)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 50255593

曾野 裕夫 (SONO HIROO)  
北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60272936  
(H24)

三枝 健治 (SAIGUSA KENJI)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：80287929  
(H24)

沖野 眞巳 (OKINO MASAMI)  
東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・  
教授  
研究者番号：80194471  
(H24)

笹岡 愛美 (SASAKA MANAMI)  
流通経済大学・法学部・准教授  
研究者番号：50557634  
(H24)

山城 一真 (YAMASHIRO KAZUMA)  
早稲田大学・法学学術院・助教  
研究者番号：00453986  
(H24)

片山 直也 (KATAYAMA NAOYA)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：00202010  
(H22-23)

武川 幸嗣 (MUKAWA KOJI)  
慶應義塾大学・法学部・教授  
研究者番号：10275018

齋藤 由起 (SAITO YUKI)  
大阪大学・高等司法研究科・准教授  
研究者番号：40400072  
(H22-23)

平野 裕之 (HIRANO HIROYUKI)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：80208842  
(H22-23)

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：